

2005年6月8日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1
足立保健所 健康推進課 御中

〒 -
東京都足立区
(家庭の事情により電話番号省略)
(携帯、FAX、メールアドレス無)
半沢一宣

健康増進法25条違反店舗への御指導方のお願い

前略失礼致します。

標記の件につきまして、苦情を申し入れても改善を講じない店舗への御指導をお願いしたく、御通報申し上げます。

私は今年3月、東武伊勢崎線竹ノ塚駅構内のホーム浅草寄り(例の事故が起きた踏切に近いほうです)に、コーヒーショップが開店しているのに気がつきました。ところがこの店は、店内で喫煙できることをセールスポイントとするかのようなはり紙を出していました。私がどういう意味かと店員に尋ねると、「駅構内が終日完全禁煙なので、たばこを吸うお客様に喜んでいただいています」という返事でした。私はこの店員に、貴店が健康増進法25条違反であることを警告する「イエローカード」を手渡してくと共に、このコーヒーショップを経営する株式会社アートコーヒーの本社に、苦情の手紙を出しました。しかし同社からは回答がなく、また問題の店舗も「店内で喫煙できる」旨のはり紙を外しただけで、店内を喫煙可としている状況を改めていません(6月1日現在)。

このような店舗は、たばこがきれいな者は利用が難しい、すなわち実態としては喫煙者だけのためのサービス施設となっています。

竹ノ塚駅はただでさえ乗降客が多く、ラッシュ時の混雑が激しい駅です。そのような駅のホーム上であって、一部の乗客(喫煙者)だけに利便を提供するためのこの店舗は、始発電車への整列乗車のためのスペースを奪い、列を乱すことで割り込み乗車を誘発するなどの悪影響をも及ぼしています。このような店舗は、たばこがきれいな乗客にとっては、ホームの混雑に拍車をかけ、整列乗車の秩序も乱す「迷惑施設」でしかありません。

したがって、私はこの店舗を閉店・撤去させるのが望ましいと考えます。一步譲って、乗客のためのサービス施設として存置するのであっても、すべての乗客が利用できるよう、店舗内を終日完全禁煙にするべきであると考えます。

以上の理由から、このコーヒーショップを店内完全禁煙とするか、できれば閉店・撤去するよう、店舗経営者である株式会社アートコーヒーと、施設管理者である東武鉄道株式会社(〒131-8522 東京都墨田区押上一丁目1番2号)に御指導くださいますよう、また指導に従わない場合はその社名を公表されるよう、要請いたします。

なお参考のため、株式会社アートコーヒーに送付した苦情の控えと、問題の店舗に交付した「イエローカード」を同封いたします。

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

草々

追伸 担当部署が間違っておりましたら、本状の転送方をお願い申し上げます。